

セーフティネット保証5号の認定要件

認定申請者の類型	認定要件	認定申請書の区分
通 常 の 認 定 基 準		
指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	最近3か月間の売上高が前年同期と比較して5%以上減少している。	イー①
指定業種と非指定業種を営んでいる場合	①最近3か月間における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めている。 ②中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月間の売上高が前年同期と比較して5%以上減少している。	イー②
創 業 者 の 認 定 基 準		
指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	最近1か月間（注1）の売上高がその直前の3か月間の月平均売上高（注2）と比較して5%以上減少している。	イー③
指定業種と非指定業種を営んでいる場合	①最近1か月間における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めている。 ②中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月間（注1）の売上高がその直前の3か月間の月平均売上高（注2）と比較して5%以上減少している。	イー④
原 油 高 の 認 定 基 準		
指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	①最近1か月間の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めている。 ②最近1か月間の原油等仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇している。 ③最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っている。	ロー①
指定業種と非指定業種を営んでいる場合	①最近1か月間における指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の20%以上を占めている。 ②中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月間の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めている。 ③指定事業の最近1か月間の原油等仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇している。 ④中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っている。	ロー②
利 益 率 の 認 定 基 準		
指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	最近3か月間の月平均売上高営業利益率（注3）が前年同期と比較して20%以上減少している。	ハー①
指定業種と非指定業種を営んでいる場合	①最近3か月間における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めている。 ②中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月間の月平均売上高営業利益率（注3）が前年同期と比較して20%以上減少している。	ハー②

（注1）「最近1か月間」とは申請月の前月を指す。最近1か月間の売上高等での比較が適当でない特段の事情がある場合、「最近6か月間の平均」とすることが可能。

（例：令和6年12月中に申請の場合、最近1か月間の売上高等を令和6年6月～11月の平均売上高として可）

（注2）3か月間の売上高が把握できない場合や実態を反映していない場合は、把握可能又は実態が反映されている期間における平均売上高の3か月分とする。

（注3）（3か月間の営業利益）/（3か月間の売上高）で算出する。個人事業主の場合は、（売上－売上原価－経費）/売上で求めること。